

資料 1

（ 令和 6 年 9 月 17 日
地 方 財 政 審 議 会 ）

地方税法第389条第1項第2号の償却資産を指定する件の一部改正について

地方税法第389条第1項第2号の償却資産を指定する件の一部改正について（件数）

区 分		第1号資産		第1号該当資産 の計	第2号該当資産	合計
		船舶	船舶以外			
知事配分	改正前	192	92	284	457	741
	改正後	192	92	284	459	743
	増減	－	－	－	2	2
大臣配分	改正前	1,581	684	2,265	143	2,408
	改正後	1,581	684	2,265	143	2,408
	増減	－	－	－	－	－
計	改正前	1,773	776	2,549	600	3,149
	改正後	1,773	776	2,549	602	3,151
	増減	－	－	－	2	2

※単位については、船舶は隻数、航空機は機数、これら以外は所有者数とする。

資料 1－2

地方税法第389条第1項第2号の償却資産を指定する件の一部改正について（1号資産の件数内訳）

区 分		令和6年 6月現在 (A)	新規指定(B)	指定取消(C)	増減(B)－(C)	計 (A)＋(B)－(C)	指定変更(D)	備 考
知事配分	船舶	192			－	192		
	航空機	9			－	9		
	鉄軌道（車両）	81			－	81		
	索道（搬器）	2			－	2		
知事配分 の計		284	－	－	－	284	－	
大臣配分	船舶	1,581				1,581		
	航空機	625			－	625		
	鉄軌道（車両）	59			－	59		
大臣配分 の計		2,265	－	－	－	2,265	－	
合 計		2,549	－	－	－	2,549	－	

※単位については、船舶は隻数、航空機は機数、これら以外は所有者数とする。

資料 1－3

地方税法第389条第1項第2号の償却資産を指定する件の一部改正について（2号資産の件数内訳）

区 分		令和6年 6月現在 (A)	新規指定 (B)	指定取消 (C)	増減 (B)－(C)	計 (A)＋(B)－(C)	指定変更 (D)	備 考
知事配分	鉄軌道（車両を除く）	90			－	90		
	ガス	35			－	35		
	電気事業	134	2		2	136		○新規2件（事業開始によるもの）
	道路	8			－	8		
	電気通信	44			－	44		
	天然ガス	20			－	20		
	水道・工業用水道	9			－	9		
	索道（搬器を除く）	2			－	2		
	送水管	4			－	4		
	原料運搬	2			－	2		
	その他	109			－	109		
知事配分 の計		457	2	－	2	459	－	
大臣配分	鉄軌道（車両を除く）	42			－	42		
	ガス	9			－	9		
	電気事業	33			－	33		
	道路	6			－	6		
	電気通信	18			－	18		
	天然ガス	5			－	5		
	水道・工業用水道	1			－	1		
	その他	29			－	29		
大臣配分 の計		143	－	－	－	143	－	
合 計		600	2	－	2	602	－	

※単位は所有者数とする。